第七十六条第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第七十八条の二第一項ただし書中「取得したときに、」の下に「他の年金である給付（」を加え、「以下この条において同じ。）、」を「）、」に、「以下この条において同じ。）若しくは」を「）又は」に、「以下この条において同じ。）の」を「）をいう。以下この条において同じ。）の」に、「障害共済年金若しくは遺族共済年金、地方公務員等共済組合法による年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付、厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは国民年金法による年金である給付」を「他の年金である給付」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一年を経過した日後に次の各号に掲げる者が前項の申出をしたときは、それぞれ当該各号に定める日において、同項の申出があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日（次号において「五年を経過した日」という。）前に他の年金である給付の受給権者となつた者　他の年金である給付を支給すべき事由が生じた日

二　五年を経過した日後にある者（前号に該当する者を除く。）　五年を経過した日

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

第九十一条第一項中「祖父母」の下に「（障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項ただし書中「その者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある場合には、その状態にある間」を「夫に対する遺族共済年金については、当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、夫が国民年金法による遺族基礎年金を受ける権利を有するとき」に改め、同条第二項中「妻」を「配偶者」に改め、「遺族共済年金が」の下に「第七十四条の二第一項若しくは第二項、前項本文」を加え、同条第三項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「妻」を「配偶者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「又は第四項前段」を削り、同項を同条第五項とする。

第百条の二中「組合員（」の下に「次条の規定の適用を受けている組合員及び」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（産前産後休業期間中の掛金の特例）

第百条の二の二　産前産後休業をしている組合員（第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が組合に申出をしたときは、第百条の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百二条第一項及び附則第十二条第九項中「第百条の二」の下に「及び第百条の二の二」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十二条の四の二第一項中「受給権者」の下に「（第六項において「退職共済年金の受給権者」という。）」を、「、第五項」の下に「、第六項」を加え、「附則第十二条の六の三第一項において」を「第六項及び附則第十二条の六の三第一項において」に改め、同条に次の一項を加える。

6　退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給権者であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該各号に規定する日に同項の規定による請求があつたものとみなす。

一　退職共済年金の受給権者となつた日において、組合員でなく、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（次号及び第三号において「障害共済年金等」という。）を受けることができるときに限る。）。

二　障害共済年金等を受けることができることとなつた日において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、組合員でないとき。

三　組合員の資格を喪失した日（引き続き組合員であつた場合には、引き続く組合員の資格を喪失した日）において、退職共済年金の受給権者であつて、かつ、障害状態にあるとき（障害共済年金等を受けることができるときに限る。）。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

附則第十三条の十第一項中「二十五年」を「十年」に改め、同項第四号を削る。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第十一条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表新法第七十六条第一項第一号の項及び新法第七十六条第二項第三号の項を削り、同表新法第七十七条第二項の項中「特定更新組合員等又は特定衛視等」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下「施行法」という。）第八条に規定する者若しくは施行法第九条に規定する者（以下「特定更新組合員等」という。）又は施行法第二十五条各号のいずれかに該当する者（以下「特定衛視等」という。）」に改め、同表新法附則第十二条の三第三号の項を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「第七十六条、」を削り、「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項、第十二条の八第一項」を「並びに附則第十二条の八第一項」に改め、「並びに第十三条の十第一項」を削り、同条第二項中「組合員期間等が二十五年未満」を「組合員期間等が十年未満である者で大正十五年四月二日以後に生まれたものが国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号から第七号まで、第十八号及び第十九号のいずれかに該当するときは、共済法第七十六条、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項の規定の適用については、その者は、組合員期間等が十年以上である者であるものとみなし、組合員期間等が二十五年未満」に、「大正十五年四月二日」を「同日」に改め、「第十一号まで」の下に「及び第二十号」を加え、「第七十六条」及び「、附則第十二条の三、第十二条の六の二第一項及び第十三条の十第一項」を削り、同条第三項中「第七十六条」及び「、附則第十二条の三及び第十三条の十第一項」を削り、同条第四項中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十九条第一項及び第四項中「妻」を「配偶者」に改める。

第十三条　削除

（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第六項中「含む」の下に「。附則第八条の六において同じ」を加える。

附則第八条の六を次のように改める。

（基礎年金拠出金の負担に要する費用の財源）

第八条の六　特定年度以後の各年度において、法第九十九条第三項第二号の規定により負担する費用のうち附則第八条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用（国の負担に係るものに限る。）の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。